

令和3年11月1日から

「障害者総合支援法」の対象となる 疾病（難病）を366に拡大

令和3年11月1日から「障害福祉サービス等※¹」の対象となる疾病が、361から366へ拡大されました。

対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※1 障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具、日常生活用具及び自立支援配食サービス

対象となる方

対象疾病に該当する方（別添周知用リーフレット参照）

手続き

- ◆対象疾病に罹患^ししていることがわかる証明書（診断書または特定医療費（指定難病）受給者証など）を持参の上、お住まいの区の区役所福祉課、支所区民福祉課に支給を申請してください。
- ◆自立支援配食サービスについては、お住まいの区の障害者基幹相談支援センターにお申し込みください。

【担当窓口】 お住まいの区の区役所福祉課、支所区民福祉課

名古屋市

